

第6次三重県
ユニバーサルデザインの
まちづくり推進計画
(2027-2030)

(中間案)



令和8年10月
三 重 県

目次

はじめに

ユニバーサルデザイン（UD）とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
----------------------------------	---

第1章 計画策定の趣旨

I 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II バリアフリー、ユニバーサルデザインの取組・・・・・・・・	3
III ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況・・・・・・・・	6
IV ユニバーサルデザインをとりまく環境の変化・・・・・・・・	10
注釈・・・・・・・・・・・・・・・・	12

第2章 第5次推進計画の取組の検証

I 概要・・・・・・・・・・・・・・・・	14
II 施策体系ごとの取組の成果と課題・・・・・・・・	14
施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり・・・・・・・・	14
施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり・・・・・・・・	19
施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進・・・・・・・・	25
注釈・・・・・・・・・・・・・・・・	31

第3章 第6次推進計画の取組

I 計画の目標(めざす姿)・・・・・・・・	34
II 計画期間・・・・・・・・	34
III 構成・・・・・・・・	34
IV 具体的な取組内容・・・・・・・・	35
ハートの取組	
ユニバーサルデザインの意識づくり(施策体系1)・・・・・・・・	35
1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり・・・・・・・・	35
2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり・・・・・・・・	37
ハードの取組	
だれもが暮らしやすいまちづくり(施策体系2)・・・・・・・・	40
1 安全で自由に移動できるまちづくり・・・・・・・・	40
2 安心して快適に過ごせるまちづくり・・・・・・・・	41
ソフトの取組	
だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進(施策体系3)・・・・・・・・	45
1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進・・・・・・・・	45
2 だれもがわかりやすい情報の提供・・・・・・・・	45
3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供・・・・・・・・	47

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

I	県の推進体制	52
II	さまざまな主体の役割	52
III	さまざまな主体との連携	54
IV	計画の進捗管理	54
V	計画の見直し	54

関係する主な法令	55
----------	----

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	56
-------------------------	----

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会委員	64
----------------------------	----

はじめに

ユニバーサルデザイン（UD）とは

「ユニバーサルデザイン」とは、「普遍的な、全体の」を意味するユニバーサルという言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別、国籍・文化的背景等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいいます。

今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われており、ユニバーサルデザインの考え方は、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時にはそれを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」ことを意味するものとなっています。

ユニバーサルデザインについては、1980年代にノースカロライナ州立大学（アメリカ合衆国）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

ユニバーサルデザインの7つの原則

- 1 だれもが使って手に入れることができる（公平性）
例）自動ドア、ノンステップバス
- 2 柔軟に使うことができる（自由度）
例）階段・エレベーター・エスカレーター等複数の手段が選べる施設
高さが違う複数の手すりがある階段
- 3 使い方が簡単にわかる（単純性）
例）シャンプーとコンディショナーを区別するためのギザギザのついた容器
- 4 使う人に必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ）
例）ピクトグラム
- 5 間違えても重大な結果にならない（安全性）
例）駅のホームの転落防止柵
- 6 少ない力で効率的に、楽に使える（省体力）
例）レバーハンドル式の水栓（蛇口）、センサー式の照明
- 7 使うときに適当な広さがある（スペースの確保）
例）バリアフリートイレ、車いす対応エレベーター

第1章 計画策定の趣旨

I 趣旨

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、ともに暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いです。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要があります。

これまで、私たちをとりまく環境や制度、慣習等には、さまざまなバリア（障壁）が存在し、だれもが等しく社会参加することが難しい状況にありました。

こうしたバリアを取り除いていくため、三重県では、平成 11（1999）年 4 月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」（以下「BF 条例」といいます。）を施行し、この条例に基づく「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」に沿った取組を進めてきました。

また、平成 19（2007）年 3 月には、それまでのバリアフリーの取組とともに、「最初からできるだけ多くの人々が利用しやすいようにデザインする」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「BF 条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「UD 条例」といいます。）に改正しました。

これまでのバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組と、ユニバーサルデザインをとりまく状況の変化をふまえ、「第 6 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2027 - 2030）」（以下「第 6 次推進計画」といいます。）を策定し、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けて、県民の皆さんとともに取組を進めていきます。

Ⅱ バリアフリー、ユニバーサルデザインの取組

1 国における取組

平成6（1994）年施行の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称「ハートビル法」、以下「ハートビル法」といいます。）において、一定の建築物についてのバリアフリーの基準が設定され、平成12（2000）年施行の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」、以下「交通バリアフリー法」といいます。）においては、公共交通機関のバリアフリー化に向けた基準や仕組みが定められ、建築物や公共交通機関のバリアフリー化に向けた取組が進められてきました。

平成17（2005）年には、「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定され、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方をふまえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという基本方針が示されました。

これを受け、平成18（2006）年には、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」、以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、駅を中心とする地区等において、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を総合的かつ一体的に推進する枠組みが整備されました。

その後、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を契機として策定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」や、平成30（2018）年に改正された「バリアフリー法」では、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁が相まって生じるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする「障がいの社会モデル」の考え方を明確化し、さまざまな特性を持つすべての人々が、相互に理解を深め支え合う「心のバリアフリー」の取組が推進されました。

こうした中、令和2（2020）年に改正された「バリアフリー法」では、公共交通事業者におけるソフト対策の強化や、市町における学校教育との連携による「心のバリアフリー」の推進、公立小中学校等のバリアフリー化の推進が図られました。

令和4（2022）年には、すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとの考えのもと、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が施行されました。さらに、令和5（2023）年に策定された「障害者基本計画（第5次）」においては、同法の趣旨をふまえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、情報アクセシビリティの向上を一層推進することとされました。

令和6（2024）年には、改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」、以下「障害者差別解消法」といいます。）が施行され、

民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、共生社会の実現に向けた取組が一層進められています。

2 三重県における取組

三重県では、平成9（1997）年に新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」を策定する中、重要課題の1つとして「バリアフリー社会づくり」を提唱しました。

これを受け、平成11（1999）年には「BF条例」を施行し、「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」を策定しました。この計画においては、すべての公共的施設が遵守すべき整備基準による施設等のバリアフリー化、バリアフリーに関する啓発やアドバイザー養成講座の実施による人材育成に取り組みました。

平成19（2007）年3月には、これまでの取組とともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「BF条例」を「UD条例」に改正しました。

「UD条例」では、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を進めるため、三つの基本方針として

- 1 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 2 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 3 だれもが使いやすい製品、良質なサービス及びわかりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

を定めています。

また、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を4年ごとに策定し、第1次（計画期間：平成19（2007）年度から平成22（2010）年度まで）から第5次（計画期間：令和5（2023）年度から令和8（2026）年度まで）までの間、さまざまな取組を進めてきました。

これまで、県民への意識啓発をはじめ、「三重おもいやり駐車場利用証制度」（※1）の普及啓発、「ヘルプマーク」（※2）の導入、公共的施設のバリアフリー化、「ユニバーサルデザイン（UD）イベントマニュアル」（※3）（以下「UDイベントマニュアル」といいます。）の作成と活用、多様でわかりやすい情報提供等に取り組んできました。

また、地域におけるユニバーサルデザインの普及啓発の担い手となる、ユニバーサルデザインアドバイザー（※4）（以下「UDアドバイザー」といいます。）養成の結果として、UDアドバイザーが各地域で結成した団体（以下「UD団体」といいます。）等による地域住民や子どもたちへの啓発が積極的に進められました。

鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入支援を進めるとともに、だれもが利用しやすい製品の普及、インターネット等を利用したサービス、多言語や音声コードによる情報提供を推進しました。

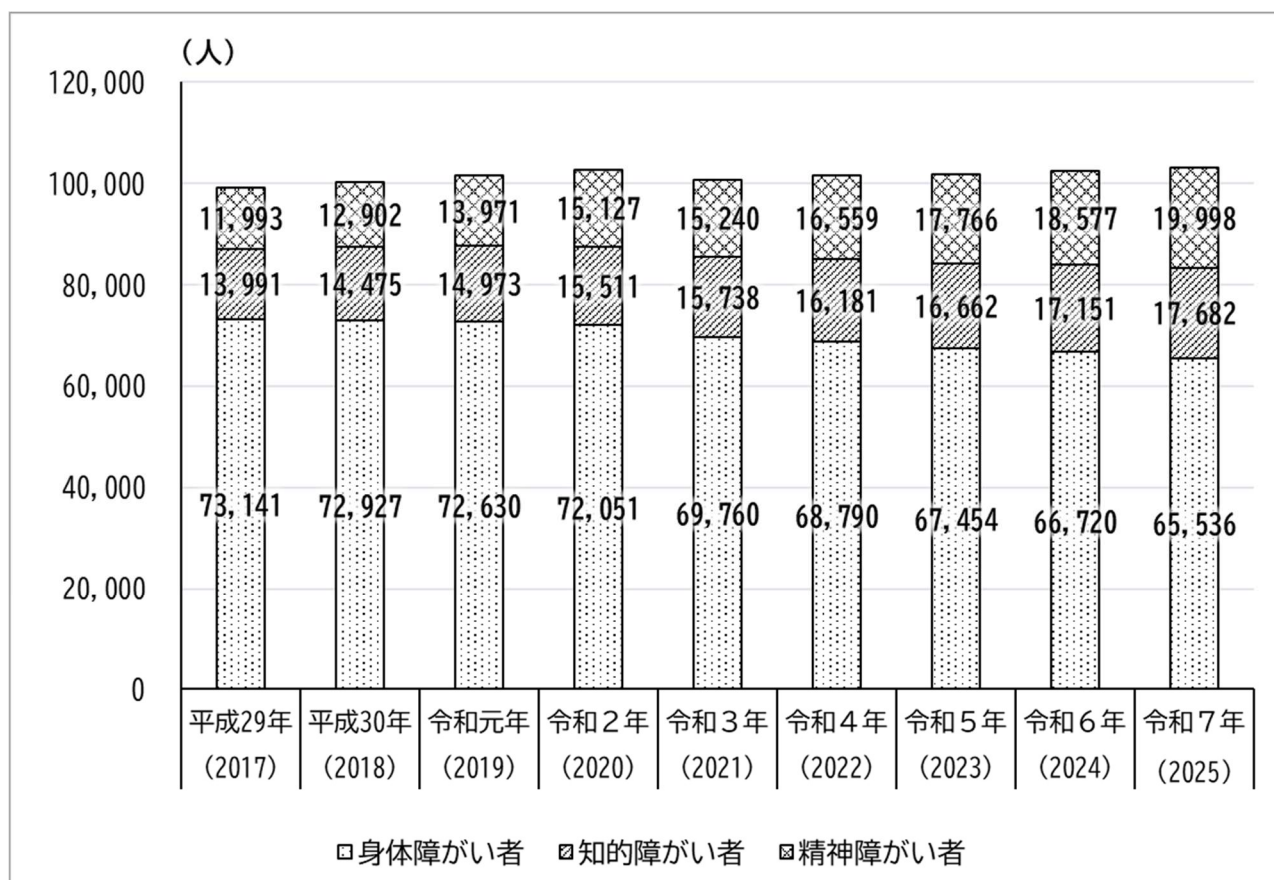
Ⅲ ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況

1 障がいのある方の状況

三重県の令和7（2025）年4月1日現在の身体障害者手帳交付者数は65,536人、療育手帳交付者数は17,682人、精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和7（2025）年3月末現在）は19,998人となっています。

身体障害者手帳交付者数は近年減少傾向で推移していますが、療育手帳交付者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

〔三重県における身体障害者手帳等交付者数等の推移〕



※三重県障害者相談支援センター「事業概要」（身体障害者手帳交付者数、療育手帳交付者数）及び三重県こころの健康センター「所報」（精神障害者保健福祉手帳 手帳の所持者数）に基づき作成

2 人口減少と高齢化の状況

三重県の人口は、平成 20（2008）年の 1,869,561 人をピークに、それ以降減少しており、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在の人口は 1,770,254 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」（以下「地域別将来推計人口」といいます。）によると、総人口は、令和 17（2035）年には 157 万人、令和 32（2050）年には 135 万人になると推計されています。

高齢化率（65 歳以上の人口の割合）は、令和 2（2020）年で 29.9%となっており、令和 17（2035）年には 34.4%、令和 32（2050）年には 39.6%になるとされています。

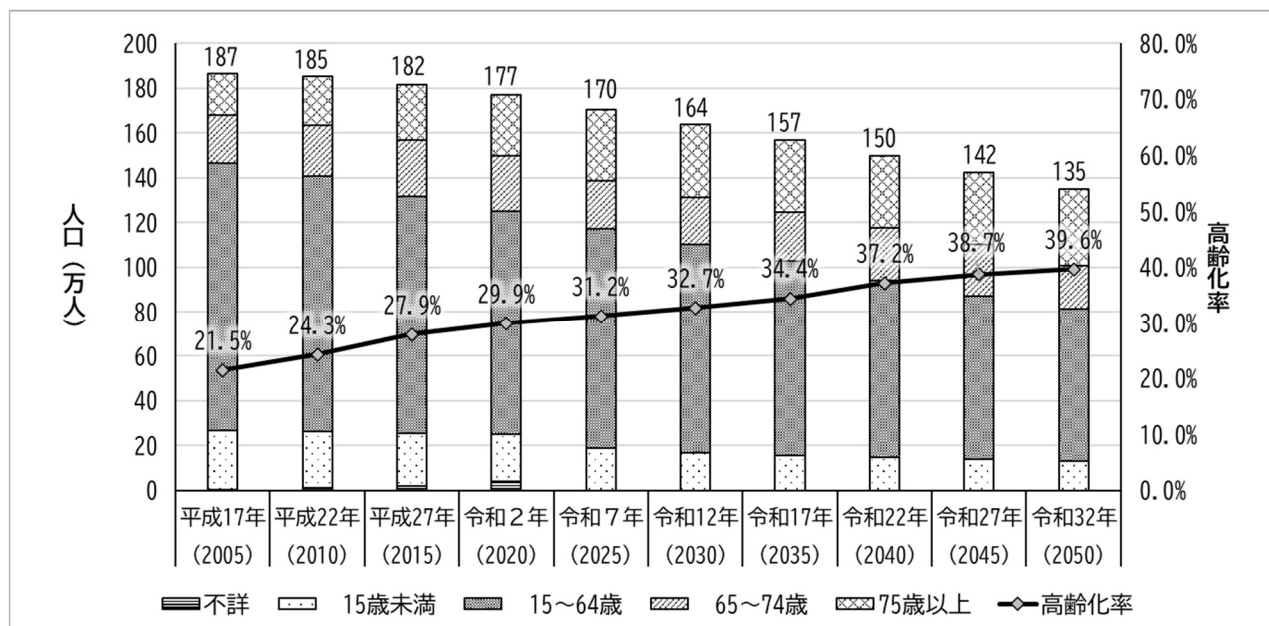
一方、全国の人口は、平成 22（2010）年の 1 億 2,806 万人をピークに、それ以降減少しており、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在、1 億 2,615 万人となっています。

「地域別将来推計人口」によると、令和 17（2035）年には 1 億 1,664 万人、令和 32（2050）年には 1 億 469 万人になると推計されています。

高齢化率は、令和 2（2020）年で 28.6%となっており、令和 17（2035）年には 32.3 %、令和 32（2050）年には 37.1 %になるとされています。

このように、全国においても今後も人口減少と高齢化の進行が見込まれていますが、三重県の高齢化率は全国を上回る水準で推移すると予測されています。

〔三重県における年齢階層別人口及び高齢化率の推移〕



※令和 2（2020）年までは「国勢調査結果」（総務省統計局）より引用

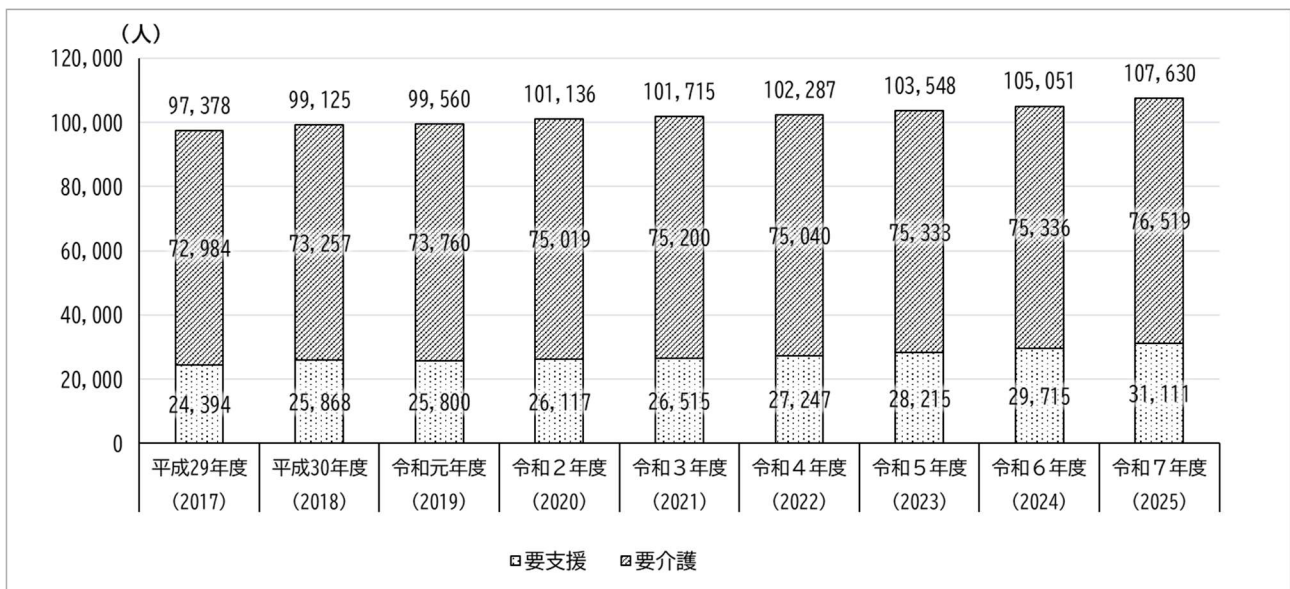
令和 7（2025）年以降は「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より引用

3 要介護高齢者の状況

「介護保険事業状況報告月報（暫定）」（厚生労働省）によると、三重県の令和8（2026）年3月末の要介護（要支援）認定者数は、107,630人（要介護者76,519人、要支援者31,111人）です。

「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期三重県介護保険事業支援計画及び第10次三重県高齢者福祉計画）」によれば、令和12（2030）年度の要介護（要支援）認定者数は114,089人（要介護者83,666人、要支援者30,423人）、令和22（2040）年度の要介護（要支援）認定者数は116,242人（要介護者86,702人、要支援者29,540人）になると見込まれており、今後も介護や支援を必要とする高齢者が増加することが予測されています。

〔要介護（要支援）認定者数の推移〕



※厚生労働省「介護保険事業状況報告」に基づき作成

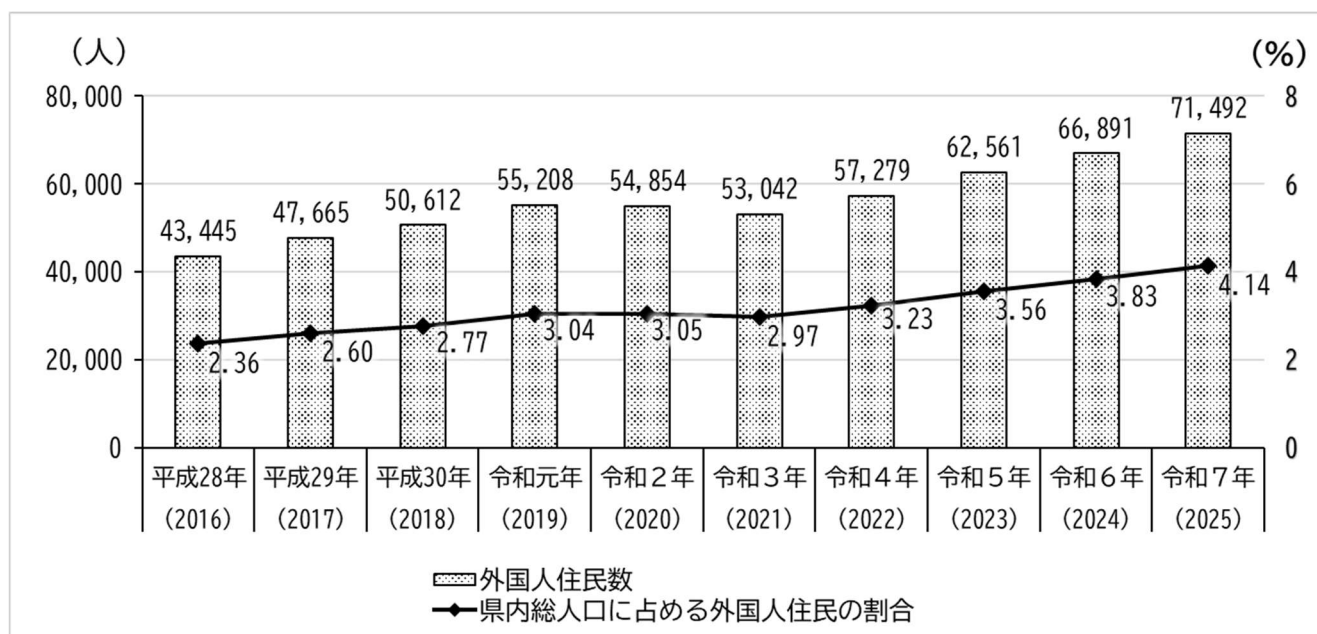
※令和6年度までは年報、令和7年度以降は月報（暫定版）データを使用

4 外国人住民の状況

「外国人住民国籍・地域別人口調査」（三重県環境生活部）によると、三重県の令和7（2025）年12月末現在の外国人住民数は71,492人で、令和4（2022）年から4年連続で過去最多を更新するとともに、県内総人口に占める割合は4.14%となっています。

なお、総人口に占める外国人住民の割合は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和8年1月1日現在）」によると、三重県は全国第5位となっています。

〔三重県における外国人住民数及び県内総人口に占める外国人住民の割合〕



※三重県環境生活部「外国人住民国籍・地域別人口調査」に基づき作成

IV ユニバーサルデザインをとりまく環境の変化

1 デジタル社会の実現に向けたDXの推進

行政サービスにおいて、DX（※5）を推進し、デジタル技術やデータ、AI（人工知能）等を活用することで、住民の利便性の向上や行政事務の効率化を実現し、行政サービスの更なる向上につなげていくことが期待されます。

行政サービスにおけるDXの推進は「ユーザー中心のサービス」の提供につながるものと考えられます。

2 「地域共生社会」の実現に向けて

三重県では、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていくことのできる「地域共生社会」（※6）を実現するため、令和7（2025）年3月に第二期三重県地域福祉支援計画を策定し、「地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）」、「暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）」、「地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）」の3つの施策体系に沿った取組を進めています。

地域に暮らすだれもが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らし、個性や能力を最大限発揮できる「地域共生社会」の実現のためには、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組が必要と考えられます。

3 障がい者差別解消に向けた取組

（1）事業者による合理的配慮の提供の義務化

令和3（2021）年、「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6（2024）年4月1日から、事業者による合理的配慮の提供が法的義務となりました。これにより、行政機関だけでなく、民間事業者においても、障がいのある人から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合には、過重な負担とならない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことが求められており、事業者が適切に対応できるよう支援が必要です。

サービス提供においては、一人ひとりのニーズや状況は多様であり合理的配慮の提供が一様でないこと、相手の尊厳を大切にし、障がいのある人もない人も等しく社会参加できることが大切であるという意識を持つことが必要です。

ユニバーサルデザインの意識づくりの取組は、こうした意識づくりと共通するものであり、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保することにつながります。

(2) 障がいのある方への「わかりやすい情報提供」

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行により、障がいのある方が情報を得るにあたっては、障がい特性や程度に応じ、多様な手段を選択できるよう配慮することが必要となります。

また、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人などさまざまな人にとっても役立つ取組となることを認識し、施策を実施していく必要があります。

4 ダイバーシティ社会の推進

三重県では平成 29（2017）年にダイバーシティ社会（※7）推進の決意・考え方を示す「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」を策定し、多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、同方針に基づき取組を進めています。

また、令和 3（2021）年 4 月には「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行し、多様な性的指向・性自認に関する理解促進に向けた取組を進めています。

第1章中の注釈

※1 三重おもいやり駐車場利用証制度

障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。この制度の導入により、誰が「おもいやり駐車場」を利用できるかを明らかにし、この駐車場を必要とする人が利用しやすくなることをめざしています。



おもいやり駐車場の様子

※2 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。また、必要な配慮や支援の内容、緊急連絡先などを記載し、周囲に具体的な支援を求めることができる「ヘルプカード」もあります。



ヘルプマーク(ストラップ)と
ヘルプカード

※3 ユニバーサルデザイン（UD）イベントマニュアル

イベントを開催するにあたって、障がい者、高齢者等、だれもが参加しやすいイベントにしていくため、県が作成したものです。イベントの企画・準備段階から実施に至るまでのさまざまな配慮の確認事例等を掲載しています。

※4 ユニバーサルデザイン（UD）アドバイザー

ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、ユニバーサルデザインの基本的な考え方、「UD条例」に基づく整備基準、介添えの方法等について研修を受けた人で、地域における啓発活動等においてリーダー的な役割を担っていただいています。



UD アドバイザー養成講座の
様子

※5 DX（デジタル・トランスフォーメーション）

デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすることです。

※6 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を意味します。

平成 28（2016）年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現が提唱され、平成 30（2018）年 4 月に施行された改正社会福祉法で、その実現に向けた地域福祉推進の理念や、取組の方向性が示されています。

※7 ダイバーシティ社会

ダイバーシティは日本語に訳すと“多様性”です。三重県では、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重され、だれもが希望を持って日々自分らしく生きられる、だれもが自分の目標に向けて挑戦できる、だれもが能力を発揮し、参画・活躍できる社会を「ダイバーシティ社会」と考えています。

第2章 第5次推進計画の取組の検証

I 概要

「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2023-2026」（以下「第5次推進計画」といいます。）においては、県民の皆さんがユニバーサルデザインを自分自身の問題として捉え、だれもが自分らしく生きられるよう、「だれもが自分らしく生きられる三重づくり」を目標に掲げ、すべての人が自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みました。

II 施策体系ごとの取組の成果と課題

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

1 取組の成果

（1）ユニバーサルデザインの意識の啓発

感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれるよう、県内の小中学校、高等学校等を対象とした「学校出前授業」を、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間に延べ303校で実施し、子どもたちへのユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ってきました。

また、ユニバーサルデザインに関する学習を行った県立学校の割合は、令和7（2025）年度末時点で80.0%となりました。

さらに、県・市町職員向けの研修、各種イベントでの啓発活動、県公式X（旧ツイッター）やホームページ等での情報発信等、さまざまな方法により、広く県民の皆さんへのユニバーサルデザインに関する啓発活動を進めてきました。

ユニバーサルデザインの考え方の基本となる県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚のため、人権啓発講座等（県民人権講座及びスキルアップ講座）を開催し、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間に約4,200人が受講しました。



「学校出前授業（講義）」の様子



「学校出前授業（車いす体験）」の様子

(2) ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材の育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進するため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーを、平成 12(2000)年度から平成 23(2011)年度までに 1,074 人養成しました。平成 29(2017)年度からは、UDアドバイザーを中心に各地域で設立されたUD団体が開催する「UDアドバイザー養成講座」の受講修了者をUDアドバイザーとして認定しており、令和 7(2025)年度までに 191 人を認定しました。

また、UD団体が中心となって、各地域の「学校出前授業」や各種イベント等で啓発活動を実施するなど、ユニバーサルデザインの普及啓発に寄与しています。

(3) 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の取組

障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を平成 24(2012)年 10 月に開始しました。

令和 7(2025)年度末時点で、利用証交付者数は 170,788 人、駐車区画数は 2,252 施設で 4,708 区画を数えています。

より利用しやすい制度となるよう適宜見直しを行っており、令和 5(2023)年 4 月には、子育て支援の充実を図るため、妊産婦の利用期限を産後 1 年 6 か月から 2 年(多胎児の場合は 3 年)に延長するとともに、令和 5(2023)年 12 月には、乳幼児を連れた保護者や内部障がい者がより利用しやすくなるよう、ピクトグラムデザインを改めました。

また、令和 6(2024)年 9 月からは、車いす使用者がより利用しやすいものとなるよう、県内の一部施設において「車いす優先区画」を試行導入しています。



おもいやり駐車場利用証
短期利用証(左)、長期利用証(右)



「おもいやり駐車場」駐車区画
(津市産業・スポーツセンター)

(4) 「ヘルプマーク」の普及啓発

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及に向け取組を進めています。

平成 30(2018)年 2 月に、「ヘルプカード」の配布を始め、ヘルプマーク・アンバサ

ダーを委嘱する等、普及啓発を行いました。平成 30（2018）年6月からは、「ヘルプマーク」のストラップの配布を開始し、令和7（2025）年度末までに約 37,000 個を配布しました。また、県民の意識醸成を図り、おもいやりのある行動につなげるため、「学校出前授業」や各種研修等の機会を利用して啓発を行い、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までに 123 回実施しました。



商業施設での啓発イベントの様子



三重県立図書館での啓発物の展示・配布

（5）すべての人々の社会参加の促進

すべての人々の社会参加が確保されるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活を送るとともに、その能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めました。

障がい者の就労支援に向けては、県内9か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及び日常生活上の相談支援を行うとともに、専門家を派遣して経営改善の支援を行うなど、就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図りました。

また、障がい者委託訓練等を実施し、個々の障がい特性をふまえた就労支援を行ったほか、企業へのアドバイザー派遣による多様で柔軟な働き方の導入支援、障がい者雇用への理解促進を図るための各種セミナーやイベントを実施しました。

障がい者スポーツを総合的に推進するため、県障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭の開催、障がい者スポーツに関する情報発信・相談窓口・企業とのマッチング等をワンストップで行う障がい者スポーツコンシェルジュの配置等を行いました。

聴覚や視覚に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、厚生労働省が示すカリキュラムに基づく養成講座を実施し、手話通訳者や要約筆記者（※8）、盲ろう者通訳・介助員（※9）等を養成しました。

農林水産分野における障がい者の就労拡大に向けては、令和7（2025）年3月に策定した「第2次三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業と福祉事業所のマッチングや、農林水産業と福祉事業所をつなぐ人材の育成に取り組みました。

子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の加入企業・団体による「子どもの会社見学（オシゴトチャレンジ ミエキッズ）」の実施や、「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」の活用により、

子どもへの学びや体験の機会の創出を図りました。また、子どもの権利について、子ども自身が学べるパンフレットの作成や、出前講座等による啓発に取り組むとともに、男性の育児参画を促進するため、育児休業を取得しやすい環境づくりに向け、企業で出前講座を実施しました。

認知症となっても地域において安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る存在である「認知症サポーター」や、その養成を担う「キャラバン・メイト」の育成に取り組むとともに、サポーターと認知症の人や家族をつなぐ「チームオレンジコーディネーター」（※10）の養成に取り組みました。

外国人住民が安全に安心して暮らすことができるよう、生活に必要な情報を県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）で発信しました。

多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」に基づき、ダイバーシティについての理解や行動を広げるためのワークショップ等を開催するとともに、性の多様性の理解を進めるため、啓発冊子・動画の作成や企業向け研修に取り組みました。

また、性の多様性に関する悩み等への電話・SNS相談（「みえにじいろ相談」）や当事者等の交流会を実施するとともに、パートナーシップ宣誓制度の利便性向上に向け、市町・民間企業と連携し利用先の拡充に取り組んだほか、宣誓者の転居の際の負担軽減のため、広域自治体間連携等を実施しました。

2 取組の課題

「ヘルプマーク」やユニバーサルデザインへの理解が進んだものの、ヘルプマーク使用者からは「困ったときに、ヘルプマークを示しても気づいてもらえなかった」「示しても支援や援助の声かけがなかった」という意見、「おもいやり駐車場」利用者からは区画の不足や不適正な利用を指摘する意見をいただいています。

また、地域においてユニバーサルデザインのまちづくりを担うUD団体の構成員の高齢化が進むなど、後継者の育成も課題となっています。

今後は、単に「ユニバーサルデザイン」という言葉を知るだけでなく、「ユニバーサルデザイン」の考え方や意味を理解することで、配慮や支援を必要としている人にさりげなく声をかけるなど、県民一人ひとりが相手の立場に立ったおもいやりのある行動ができるよう、ユニバーサルデザインへの関心をさらに高めていくために取組の実効性を向上させていくことが求められます。

加えて、高齢化の進展や障がいのある人の社会参加、さまざまな面で生活課題を抱える在留外国人の状況、多様な性的指向・性自認に関する理解促進といった社会の変化等に対応し、地域社会のだれもが尊重され、支えあい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現のためにも、引き続き市町・事業者・UD団体等と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めていくことが必要です。

目標

	指標	令和3年 (2021)年度 の実績値	令和7 (2025)年度 の実績値	令和8 (2026)年度 の目標値
1	県・市町及びUD団体等が実施する 「ユニバーサルデザインのまちづくり 学校出前授業」の実施校数	68 校/年	116 校/年	78 校/年
2	県・市町及びUD団体等がイベント等 で実施するユニバーサルデザインに関 する啓発回数	30 回/年	56 回/年	40 回/年
3	県・市町及びUD団体等が実施する ユニバーサルデザインのまちづくりの 研修の実施回数	23 回/年	40 回/年	33 回/年
4	「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,489 区画	4,708 区画	4,820 区画
5	ヘルプマークに関する啓発回数	30 回/年	44 回/年	43 回/年
6	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講 座等の参加者数	618 人/年	1,227 人/年	1,000 人/年
7	手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者 通訳・介助員の県への登録者数	226 人	243 人	266 人
8	ユニバーサルデザインに関する学習を 行った県立学校の割合	74.1%	80.0%	80.0%
9	県が主催する障がい者スポーツ大会等 への参加者数	3,800 人 (平成30年度)	2,901 人	4,200 人
10	チームオレンジ（※11）整備市町数	4 市町	28 市町	29 市町

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

1 取組の成果

(1) 歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、幅が広く段差が少ない歩道や自転車走行空間の確保、視覚障がい者誘導用ブロック（※12）の整備等、「UD条例」の整備基準等に基づいて歩行空間の整備を進めています。幅の広い歩道（幅2m以上）については、整備延長が1,370km（令和8（2026）年3月末現在）に達しました。

また、だれもが安全に道路を横断できるよう、バリアフリー対応型信号機の整備を進めた結果、県の高齢者等感應信号機をはじめとするバリアフリー対応型信号機は642か所（令和8（2026）年3月末時点）で整備されています。

歩道における安全な歩行空間の確保に向けては、自転車利用者を対象とした交通安全教育及び広報啓発を実施し、自転車利用者の交通安全意識の醸成を図るとともに、悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りを実施しました。



幅の広い歩道
（国道311号）

バリアフリー対応型信号機とは・・・

(1) 視覚障がい者用付加装置（音響信号）

視覚障がい者等が安全に横断できるように、歩行者用信号が青であることを擬音（「ピヨピヨ」「カッコー」）で知らせる装置です。

(2) 高齢者等感應信号機

白色押ボタン箱が設置されている信号機で、押ボタンを押すことで歩行者用信号の青時間が延長される信号機です。

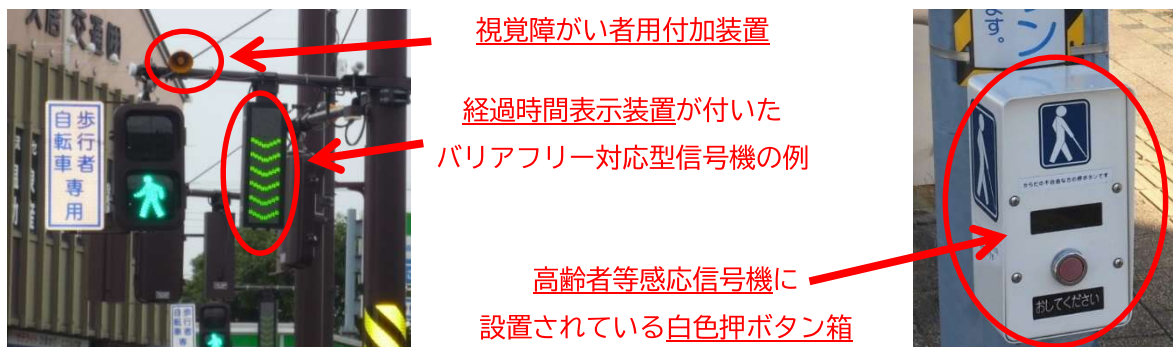
(3) 経過時間表示装置

歩行者用信号が青信号に変わるまでの待ち時間と、青信号の経過時間（残り時間）を表示する機能が付いた歩行者用信号です。

(4) 歩行者支援システム（高度化 PICS）

歩行者のスマートフォンに「Bluetooth」で信号機の色や方向、位置に関する情報を送信し、音声で案内を行う装置です。

専用のアプリを起動したスマートフォンを持って横断歩道に近づくと、「〇〇方向が赤になりました」などの音声案内をアプリが行います。



(2) 交通システムの整備

だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を図りました。

鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化（段差解消、内方線の整備、バリアフリートイレ（※13）の整備、ICカードシステムの導入等）に対し、国や市町と連携して支援を行い、令和8（2026）年3月末までに主要駅33駅にエレベーターが設置されるなど整備が進められました。

UDタクシーの普及に向けては、県独自に購入費用の一部を事業者に補助することで導入促進を図り、令和6（2024）年度までに県補助により新たに70台が導入されました。

また、路線バスについては、バス事業者が行うノンステップバス（※14）等の導入を支援しました。



鉄道駅に設置されている
エレベーター（南が丘駅）



すべての人にとって乗り降りしやすい
ノンステップバス

(3) 快適に利用できる建築物の整備

「UD条例」に基づく整備基準に適合する公共施設や商業施設等に、「整備基準適合証プレート」を交付し（令和8（2026）年3月末現在3,650施設（累計））、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進しました。

また、県有施設をはじめとするさまざまな施設がよりユニバーサルデザインに配慮された施設となるよう、整備のプロセスや整備基準、配慮すべき内容をまとめた

「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」（※15）を県や市町の建築・開発担当者向け研修会で案内するとともに、解説動画をホームページに掲載し周知を図りました。

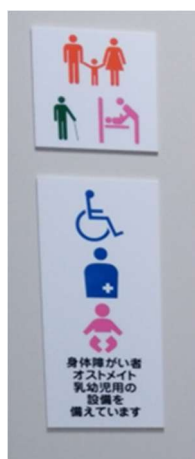
県立学校施設においては、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までに、スロープによる段差解消（4校）、トイレの洋式化（44校）・みんなのトイレの整備（10校）、エレベーターの整備（1校）など、学校の状況に応じたバリアフリー化改修を行いました。

インバウンド、障がい者、高齢者、親子連れなど国内外の多様な旅行者が快適かつ便利に旅行できる環境を充実させるため、宿泊事業者・観光事業者が実施するインバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応等の施設整備に対し補助金を交付しました。



整備基準適合証プレート

県有施設のためのUDガイドラインを活用した事例
(みえこどもの城ドームシアタープラネタリウムの改修)



バリアフリートイレの整備事例

オストメイト配慮設備（※16）
の整備事例

(4) 快適に利用できる公園の整備

だれもが快適に利用しやすい公園とするため、「UD条例」の整備基準に基づく整備を進めてきました。県では、令和7（2025）年度から県営大仏山公園において、バリアフリースイレやユニバーサルデザインに配慮された遊具の設置を含む改修工事を進めています。

(5) だれもが住みよい住宅の普及

だれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備の促進に向け、住宅のバリアフリー化や耐震化等の情報提供を進めてきました。

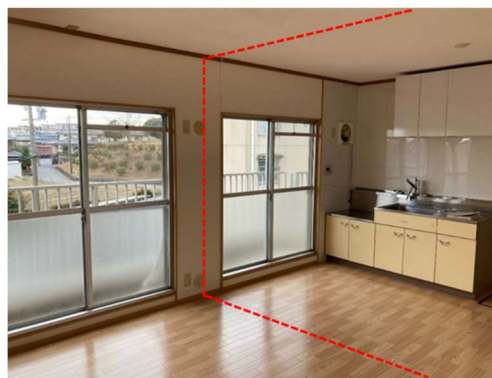
また、住宅相談を行っている行政機関や事業者団体等の相談窓口担当者に対して、住宅リフォーム等の技術情報や支援策等を周知するための講習会を開催しました。

さらに、県営住宅において入居者が安全で安心して居住できるよう、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までに、6団地21戸の住戸内改善を実施しました。



県営住宅における

高齢者仕様の整備事例(便器の洋式化等)



県営住宅における

子育て仕様の整備事例（LDKに間取りの変更）

(6) 案内表示等の整備

多くの人が利用する県有施設及びその周辺において、わかりやすい案内表示を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めました。

県の管理する施設においては、利用者の意見を反映し、点字や外国語付きの案内板を設置するなど、わかりやすい表示がされています。



案内表示の事例（みえこどもの城ドームシアタープラネタリウム）

(7) 施設整備を担う人たちへの啓発

施設整備にあたり、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準に関する適合性を審査する県及び市町の職員等を対象に、研修等の機会を活用し、ユニバーサルデザインの考え方や「UD条例」の整備基準等について周知を図りました。

また、「UD条例」の整備基準をわかりやすく解説した整備マニュアルについて、「バリアフリー法」の整備基準の一部改正を受けて見直しを行い、審査機関や市町「UD条例」担当部署へ配布しました。

2 取組の課題

幅の広い歩道やバリアフリー対応型信号機の整備、鉄道駅のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された公共施設や商業施設の整備等、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた取組が着実に進められていますが、障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、多様なニーズをふまえた施設整備が望まれるとともに、より身近な施設の整備が求められています。

また、三重県においては、リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業や「バスタプロジェクト」(※17)により、交通インフラの整備が見込まれるとともに、神宮式年遷宮を見据えた観光誘客の促進に取り組んでいるところです。

こうした状況をふまえ、だれもが安全で安心して活動できる生活空間の形成と、障がいのある方や高齢者等が社会参加しやすい環境づくりのため、施設や道路、公園等の整備において「UD条例」の整備基準に沿った施設整備を着実に進めるとともに、公共交通機関における障がい者や高齢者等の移動円滑化に向けた支援に積極的に取り組む必要があります。

目標

	指標	令和3 (2021)年度 の実績値	令和7 (2025)年度 の実績値	令和8 (2026)年度 の目標値
1	安全に移動できる歩道整備延長	1,357 km	1,370 km	1,373 km
2	一日あたりの平均利用者数 3,000 人以上の駅及び一日あたりの平均利用者数 2,000 人以上 3,000 人未満で基本構想に位置付けられた駅（34 駅）のうち、段差の解消、内方線の整備、バリアフリートイレの設置がされている駅の数	31 駅	33 駅	34 駅
3	駅で IC カードが利用できる中小民鉄及び第三セクター鉄道事業者数	1 事業者	3 事業者	3 事業者
4	タクシーのうち UD タクシーの割合	7% (令和2年度)	15.5% (令和6年度)	29%
5	乗合バスのうちバリアフリー対応バス車両(※)の割合	81% (令和2年度)	94.0% (令和6年度)	100%
6	県・市町が実施する「UD 条例」等についての施設整備担当者・管理者向けの啓発活動、研修等の実施回数	1 回/年	10 回/年	4 回/年
7	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）	3,382 施設	3,650 施設	3,832 施設

※ バリアフリー法に基づく移動等の円滑化基準に適合するバス車両

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

1 取組の成果

(1) だれもが利用しやすいものづくり

ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりが進むよう、次世代のものづくりを担う人たちに対して、小中学校等での出前授業や大学での講義等、ユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供してきました。

また、県では、ユニバーサルデザインに配慮された製品について、その情報をホームページや研修等で紹介するとともに、県が購入する事務用品に選定するなど利用促進を図ってきました。

ユニバーサルデザインに配慮された製品の例

- ・洗濯物の出し入れがしやすいドラム式洗濯機
- ・文字情報に対応している地上デジタルテレビ
- ・ボタンが大きく使いやすいリモコン
- ・文字起こしや音声読み上げ機能などにより、多様な人が利用しやすいスマートフォン
- ・小さな力で使えるはさみ
- ・車いす使用者や育児中の人使いやすいバリアフリートイレ
- ・取っ手が大きく握りやすいカップ
- ・開封しやすい商品パッケージ
- ・シャンプーとコンディショナーを区別するためのギザギザのついた容器

(2) だれもが利用しやすい情報の提供

だれもが必要な情報を入手できるよう、印刷物等を作成する場合の見やすい色づかいや文字の大きさへの配慮等をまとめた「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」(※18)について、令和6(2024)年6月に一部改訂を行うとともに、ホームページやSNSによる周知に加え、研修等で取り上げ活用を促す等、普及を図りました。

また、視覚や聴覚に障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人など、だれもが必要な情報を入手できるよう、県政情報や防災情報などの生活に必要な情報について、さまざまな手段による情報の提供を進めてきました。

ユニバーサルデザインに配慮された情報の発信の例

- ・高齢者や色覚に特性を持った人等のため、文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン(わかりやすい色の組み合わせなど)に配慮された印刷物
- ・子どもや外国人等のため、難しい漢字にふりがなをつけた印刷物やピクトグラムを使った表示
- ・問い合わせ先として電話番号に加え、ファクス番号やメールアドレスを記載
- ・点字を使った印刷物
- ・手話通訳による情報の発信
- ・音声コード(文字情報を含んだコード(下記写真)。専用の読み取り装置やスマートフォンアプリを使うと音声・テキスト等に出力することができます。)を掲載した印刷物



音声コード

音声コードの位置を示す切り欠き

誘導用案内板の作成例



(3) だれもが利用しやすい行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、いつでも、どこでも、だれでも簡単に行政サービスの提供を受けられるよう、インターネットを利用した県の電子申請・届出システムを活用し、手続きの簡素化・迅速化を進めました。

「三重おもいやり駐車場利用証制度」においては、利用証の交付申請や駐車区画登録の届出を、県の電子申請・届出システムから申請できるようにし、申請者の利便性向上を図っています。

また、聴覚に障がいがある人等に円滑に窓口サービスを提供できるよう、筆談での対応を案内するプレートを設置する等、利用者の視点に立った行政サービスの提供に努めました。

交番・駐在所で勤務員が不在の場合、交番等に掲示された二次元コードを、スマートフォン等で読み込むことにより、手話通訳オペレータを介し、警察署で勤務する署員と電話することができる「手話リンク」の利用を開始しました。

令和6（2024）年4月から法的義務となった事業者による合理的配慮の提供を徹底するため、「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、県や関係団体等が実施するセミナー・研修会等の機会をとらえて普及啓発を行いました。

■ 新規申請

利用証交付対象者の交付要件をご確認ください。

申請方法	必要書類	提出先	交付までの期間
窓口		申請窓口一覧をご覧ください	
郵送	申請書 必要書類一覧 をご覧ください※	〒514-8570（住所不要） 子ども・福祉部家庭福祉施設整備課 施設整備・ユニバーサルデザイン班	約2～3週間程度 （不備等ない場合）
インターネット		電子申請 利用証 新規	約1～2週間程度 （不備等ない場合）

※代理人による申請の場合は、代理人の本人確認書類も必要です。
⇒よくある質問はこちら

2. 登録届出書、表示物品の調査票を作成、提出します

【登録届】
施設を管理する所属又は団体ごとに「おもいやり駐車場登録届出書」を作成、提出します。
県では、登録情報に基づきホームページに区画情報を掲載します。
県のホームページ（協力施設一覧）

【表示物品】
区画に表示するシールなどが必要な場合は、「物品調査票」を作成します。
お渡しできる物品は、各種ステッカー（A2たて、A3たて・よこ、コーン貼付用、コーンサイントップ貼付用250角）、カラーコーンカバー、路面シート用データです。
駐車場（施設）ごとに「おもいやり駐車場必要物品調査票」を作成、提出して下さい。
登録完了後、物品をお渡しします。

インターネット申請の場合
出入口とおもいやり駐車場の位置関係がわかる図、写真等の添付が必要ですので、あらかじめデータをご準備ください。貼画回や平面図がありましたら、おもいやり駐車場の位置、幅を記入してください。フリーハンドの図面でも内容が確認できれば構いません。

電子申請 新規区画の登録

電子申請 表示用物品の請求

県のホームページでの「三重おもいやり駐車場利用証制度」の申請・届出等手続きの案内窓口



筆談での対応を案内するプレート



耳マーク

耳の不自由な人が、自分の耳が不自由であることを表すために使用します。

また、自治体、病院、銀行等がこのマークを掲示し、耳の不自由な人から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示のために使用します。

(4) すべての人に配慮された災害時の対応

災害時にさまざまな人に対応できるよう、三重県・三重大学みえ防災・減災センターにおいて、自主防災組織の中核を担う人材を対象に「自主防災組織リーダー研修」を実施し、避難行動要支援者の支援方法を含む防災知識を備えた人材育成を図りました。

また、医療・看護、保健・福祉・介護分野の専門職等が防災知識・ノウハウを習得できるよう「専門職防災研修」を実施するとともに、防災啓発や避難所運営の支援を行う「みえ防災コーディネーター」の育成にも取り組みました。

「三重県避難所運営マニュアル策定指針」をもとに、市町が避難所運営を実践する上で生じる課題の解決に向けて専門家を派遣し、市町が避難所の良好な生活環境を確保できるように支援しました。

市町担当者会議等を通し、福祉避難所（※19）の確保や円滑な運営体制の整備について働きかけを行いました。また、市町等の職員を対象とした福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を開催することにより、「福祉避難所にかかる運営マニュアル」の策定を支援しました。

(5) だれもが満足感を得られる顧客サービスの提供

県では、事業者等が利用者の要望に応じたサービスを提供できるよう、ホームページやSNS等でユニバーサルデザインに関する情報発信を行ってきました。

また、平成25（2013）年6月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」に基づき、県民、NPO、観光事業者、行政等の協創により、「おもてなし」に満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを進めるため、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の取得を促進しており、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までに、県内各地域において、同制度の研修会を10回実施しました。なお、「観光施設における心のバリアフリー認定」の県内認定数は、令和5（2023）年8月時点の58件から令和8（2026）年3月末時点の146件に増加しており、県内でバリアフリー観光推進の機運が高まっています。



熊野古道センターにおける
バリアフリー調査の様子



バリアフリーの観光地づくり研修の様子

(6) だれもが参加しやすいイベントの実施

イベントや講演会等において、だれもが参加しやすい会場設営や運営がなされるよう、ユニバーサルデザインの観点から配慮事項をまとめた「UDイベントマニュアル」の一部改訂を行うとともに、周知を図り活用を促してきました。

また、「障害者差別解消法」や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、「職員対応要領」の趣旨に沿って、必要かつ合理的な配慮として、講演会や会議等での手話通訳者、要約筆記者等の配置にも留意するよう周知しました。



大きなスクリーンに大きな文字(要約筆記)

電子会議システムを活用



手話通訳と要約筆記の様子

2 取組の課題

すべての人が自由に行動し、安全で快適に生活するためには、ハード面の整備とともに、ユニバーサルデザインに配慮された、利用しやすい製品・サービスやわかりやすい情報の提供がなくてはなりません。

令和6（2024）年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったこともふまえ、さまざまな人へ配慮が行き渡るよう、引き続きだれもが利用しやすい製品・サービスの提供やわかりやすい情報の提供の促進に向け取り組む必要があります。

目標

	指標	令和3 (2021)年度 の実績値	令和7 (2025)年度 の実績値	令和8 (2026)年度 の目標値
1	「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に関する啓発回数	11 回/年	15 回/年	18 回/年
2	SNS等を活用したユニバーサルデザインに関する情報提供回数	4 回/年	15 回/年	12 回/年
3	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数	7 件/年	17 件/年	27 件/年
4	「UDイベントマニュアル」に関する啓発回数	11 回/年	10 回/年	16 回/年

第2章中の注釈

※8 要約筆記者

耳の不自由な人への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

手法としては、「手書き」と「パソコン」があります。「手書き」の場合は、利用者の近くで行う方法と、OHP（オーバーヘッドプロジェクター）やOHC（オーバーヘッドカメラ）を用いてスクリーンに大きく映し出す方法があります。「パソコン」の場合は、利用者の前にパソコンを置き表示する方法と、プロジェクターを使ってスクリーンに大きく映し出す方法があります。

※9 盲ろう者通訳・介助員

視覚と聴覚の両方に障がいがある人への情報提供、コミュニケーション支援及び移動介助を行う人をいいます。

コミュニケーション方法としては、「手話」や「点字」があります。「手話」は、手話の形を手でさわって読み取る「触読手話」や「接近手話」、「点字」は、速記用点字タイプライターを使う方法と盲ろう者の指を直接たたく方法があります。

そのほか、盲ろう者の手のひらに文字を書いて伝える「手のひら書き」などがあります。

※10 チームオレンジコーディネーター

チームオレンジ（※11）を整備し、その運営を支援する者をいいます。また、チームオレンジの運営において中核的な役割を担うメンバーが行う取組について、助言等を行う者をいいます。

※11 チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける仕組みのことをいいます。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれています。

※12 視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者の歩行の安全性と利便性向上のため、道路等に設けられたブロックをいいます。

視覚障がい者誘導用ブロックには、移動方向を指示するための平行する線状の突起を表面につけた「線状ブロック」と、段差の有無等の警告や注意喚起を行うための点状の突起を表面につけた「点状ブロック」があります。

※13 バリアフリースイレ

内部が広く、手すり等さまざまな設備を備えたトイレをいい、ベビーシートやベビーチェア、オストメイト配慮設備（※16）、大型ベッド（※20）を備えているものもあります。

体の不自由な人ばかりでなく、高齢者、乳幼児連れの人、けがをしている人等にとっても利用しやすいよう配慮されたトイレです。

また、急を要するなどやむを得ない場合を除き、必要な方以外は利用を控えることや、車いす使用者用トイレにオストメイト配慮設備、乳幼児用設備を付加することで利用者が集中すること、男女共用トイレのニーズが高まっていることなどから、機能を分散して利用者の集中を避けるとともに、より適正に利用されることが求められています。

国土交通省において、上記の設備を持つトイレを総称して高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）と位置づけられました。

※14 ノンステップバス

床面を低くして乗降ステップをなくし、だれもが乗り降りしやすいバスです。補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗り降りもスムーズに行うことができます。

※15 県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン

県有施設の整備に携わる職員等が、施設を整備する場合に参考とすることで、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備に取り組むことができるようまとめたものです。

施設づくりの流れを具体的にまとめ、ハード面だけでなく、施設を運営するうえで配慮すべき事項についても記載しています。

※16 オストメイト配慮設備

人工肛門や人工膀胱を保有する人（オストメイト）の便や尿を溜めておく袋（パウチ）に溜まった排泄物を捨てるための汚物流しや、その際にパウチや腹部を洗浄するための水洗器具等をいいます。

※17 バスタプロジェクト

国土交通省が中心となり、官民連携で鉄道やバス、タクシーなど、多様な交通機関がつながる集約型の公共交通ターミナルを整備するプロジェクトです。

三重県内においては、国土交通省が令和3（2021）年4月に一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業を事業化し、四日市市が進める近鉄四日市駅及び JR 四日市駅の駅前広場や中央通りの歩行空間等の整備と連携しながら、交通ターミナルの整備が進められています。また、津駅周辺においてもバスタプロジェクトの検討が進められています。

※18 印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン

県が印刷物等により情報を発信する際に利用するために作成したもので、だれもが必要な情報を入手できるよう、見やすい色づかいや文字の大きさへの配慮等の方法を定めています。

※19 福祉避難所

災害の際に一般の避難所では生活に支障をきたす障がい者や高齢者、妊婦等が過ごす避難所のひとつ。障害者支援施設、デイサービスセンター等の老人福祉施設、児童福祉施設、保健センター、特別支援学校や宿泊施設、一般の避難所となっている施設（小中学校、公民館等）があり、市町が指定します。

※20 大型ベッド（介助用ベッド）

肢体不自由の方等で、社会参加や外出等の際に着脱衣やおむつ交換、排せつ（自己導尿等）の介助を必要とする場合、大型ベッドを使用します。折り畳み式の大型ベッドを設置でき、介助者の動作等の実態に合う広さのあるトイレが求められています。

第3章 第6次推進計画の取組

I 計画の目標（めざす姿）

「UD条例」の理念である「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」を実現するため、さまざまな取組を実施していきます。

「第6次推進計画」では、県民の皆さんがユニバーサルデザインを自分自身の問題と捉え、だれもが主体的に考え行動できるよう、次のとおり目標を定め取組を進めていきます。

「みんなでつくるみんなが暮らしやすい三重」

～みんなが自分で考え行動できるように～

II 計画期間

令和9（2027）年度から令和12（2030）年度までの4年間を計画期間とします。

III 構成

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に実施するため、「UD条例」に掲げる3つの基本方針を次のとおり区分し、それぞれの施策体系に沿って事業を実施します。

ハートの取組

ユニバーサルデザインの意識づくり（施策体系1）

- 1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

ハードの取組

だれもが暮らしやすいまちづくり（施策体系2）

- 1 安全で自由に移動できるまちづくり
- 2 安心して快適に過ごせるまちづくり

ソフトの取組

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（施策体系3）

- 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進
- 2 だれもがわかりやすい情報の提供
- 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

IV 具体的な取組内容

ハートの取組

ユニバーサルデザインの意識づくり（施策体系1）

取組方向

障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんが理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり

（1）意識啓発の展開

ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、障がいが個人の問題ではなく社会の環境や制度によって生じるものであるという「障がいの社会モデル」の考え方を次世代を担う子どもたちを中心に伝え、ユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。

また、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」をはじめとする、ユニバーサルデザインに関する情報を、研修やホームページ、広報誌等さまざまな機会や手段を活用して発信します。

【取組内容】

ア 県のホームページや広報誌等多様な媒体を活用して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報を発信していきます。

イ ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるよう、UD団体、市町、社会福祉協議会等と連携して、次世代を担う子どもたちに「学校出前授業」を実施するとともに、県・市町職員や自治会、事業者に対し研修を実施し、あらゆる世代のユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進します。

また、「学校出前授業」等の講師を障がい者が担い、自身の経験や思いを直接伝えるとともに、対話や交流を通し直接触れ合うことで、「障がいの社会モデル」の考え方の理解の促進を図ります。

ウ 地域のイベント等で、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」に関する取組等の啓発活動を実施することにより、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。

エ 障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な人の外出支援のため、平成24(2012)年10月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」について効果的な周知を進め、より利用しやすい制度となるよう検討し、見直しを図ります。

また、車いす使用者がより利用しやすいものとなるよう、令和6(2024)年9月から試行導入している「車いす優先区画」について、段階的な拡充を視野に、試行状況の検証と運用の見直しを進めます。

オ 県民の方々のおもいやりのある行動につながるよう、「ヘルプマーク」の普及啓発を図り、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。

「ヘルプマーク」とは・・・

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある人や病気の人等が、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくするマークです。

また、必要な配慮や支援の内容、緊急連絡先などを記載し、周囲に具体的な支援を求めることができる「ヘルプカード」もあります。



(2) 人権尊重意識の高揚

県民の皆さん一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うなど、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向け、さまざまな主体との連携、多様な手段や機会の活用を通じて、効果的な啓発活動を推進します。

【取組内容】

ア ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚を図るため、「参加型」や「感性に訴える」啓発活動等、幅広い啓発活動を通じて、人権問題の正しい理解と認識が深まるよう取組を進めます。

イ 住民組織、NPO・団体、事業者等地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていけるよう、講師・助言者等を派遣し、地域における主体的な取組を支援します。

ウ 子どもたちが多様性が尊重される共生社会の実現に向けた主体者となれるよう、ユニバーサルデザインの考え方についての理解を深めるための教育活動を促進します。

2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進していくためには、その理念が広まり、活動が各地域で展開されていくことが必要です。

このため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるよう、意見交換会を開催するなどの機会を設け、活動を支援します。

また、UD団体の構成員の高齢化が進んでいることから、UD団体が開催するUDアドバイザー養成講座への講師派遣等の支援により、引き続きUD団体と協働して人材育成を進めます。

(2) すべての人々の社会参加の促進

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、すべての人々の社会参加が確保される必要があります。

このため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活を送るとともに、その能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めます。

【取組内容】

ア 障がい者が働くことを通して自立した生活が営めるよう、県内9か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及び日常生活における相談支援を行います。

障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着等それぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。また、就労の場の拡大及び職場定着を促進するため、企業等における障がい者雇用への理解促進を図るとともに、障がい者が適性や能力を生かし、希望に応じて働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を推進します。

イ 工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援するため、障害福祉サービス事業所の経営改善に向けた研修会や専門家の派遣、共同受注窓口への支援を行います。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（通称「障害者優先調達推進法」）に基づき、障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品・役務の調達を推進するため、県の調達方針を毎年度定め、調達拡大に取り組めます。

ウ 障がい者がスポーツに取り組む機会の充実や、支える人材の養成等により一層の裾野の拡大に取り組むとともに、ワンストップの窓口において障がい者をはじめとする県民や企業等からの相談に対応し、障がい者スポーツを総合的に推進します。

ふれあいスポレク祭や障がい者スポーツ教室を開催することで、引き続き、障

がい者スポーツに親しむ機会の拡大など、障がい者の社会参加に向けた取組を進めます。

エ 聴覚や視覚に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等の養成、遠隔手話通訳サービス等の利用範囲拡大に取り組めます。

オ 障がい者等の就労機会の拡大に向け策定した「第2次三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進め、障がい者が、農林水産分野における多様な担い手として活躍できる環境づくりに取り組めます。

林業事業者等と社会福祉施設のマッチングに取り組むコーディネーターを確保・育成するとともに、コーディネーターの活動支援に取り組めます。

マッチングに取り組む人材の活動を支援するとともに、水福連携作業を解説するマニュアル動画を作成し、その動画を活用した福祉関係者への働きかけに取り組めます。

カ 子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、企業・団体と連携したネットワークづくりを進めます。

子ども自身が子どもの権利について学び、自分も友達や周囲の人たちも大切な存在であることを知ることができる取組を進めるとともに、地域社会全体で男性の育児参画への理解が進むよう取り組めます。

キ 認知症バリアフリー宣言をはじめとする地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組を推進するため、宣言組織の情報を県ホームページ等を通じて周知します。

ク 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心してともに生きていくことができるよう、NPO、経済団体、行政等さまざまな主体と連携して多文化共生の社会づくりに取り組めます。

ケ 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向、性自認などにかかわらず、だれもが自分らしく参画・活躍できる社会となるよう、平成29(2017)年に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動につながるよう取り組めます。

目標

	指標	現状値	令和 12(2030) 年度の目標値
1	県・市町及びUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数（計画期間の累計）	約 400 校 （令和 8 年度見込を含む）	
2	県が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数のうち、障がい者が講師を担う割合	約 74%	
3	県・市町及びUD団体等が実施するユニバーサルデザインに関する研修及びイベント等での啓発回数	85 回/年 （令和 5 年度から 7 年度までの平均値）	
4	「おもいやり駐車場」の車いす優先区画試行導入数	10 区画	
5	ヘルプマークに関する啓発回数	44 回/年	
6	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	1,227 人/年	
7	手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の県への登録者数	243 人	
8	ユニバーサルデザインに関する学習を行った県立学校の割合	80%	
9	ふれあいスポレク祭参加者数	959 人 （令和 8 年度）	
10	認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数	5 事業者	

○現状値は、原則として令和 7（2025）年度の数値を記載しています。

だれもが暮らしやすいまちづくり（施策体系2）

取組方向

障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、ユニバーサルデザインに配慮された歩行空間や交通システム、案内表示、建築物、公園等の整備を進めます。

また、施設の整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

1 安全で自由に移動できるまちづくり

（1）歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、「UD条例」の整備基準等に基づき、歩行空間の整備を進めます。

【取組内容】

ア 県が管理する道路において、歩きやすさや安全面に配慮し、幅が広く（2 m以上）段差の少ない歩道の整備や自転車走行空間の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、「UD条例」の整備基準等に基づいた歩行空間の整備を進めます。

イ だれもが安全で円滑に移動できるよう、官公庁、旅客施設、福祉施設等の生活関連施設を結ぶ経路上の信号交差点等に、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を進めます。

ウ 歩道における安全な歩行空間を確保するため、自転車利用者に対し、交通ルール遵守意識の向上と正しいマナーの実践が図られるよう、広報啓発や指導取締り等の実施により、安全で自由に移動できるまちづくりを推進します。

（2）交通システムの整備

だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を、国・市町・交通事業者等と連携して進めます。

また、地域の実情に応じた面的・一体的なバリアフリー化の進展に向け、市町におけるバリアフリー法に基づく基本構想・マスタープラン（以下、「基本構想等」）の策定や見直しが行われるよう取り組みます。

【取組内容】

- ア 鉄道を利用する際に、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦、子育て中の人、外国人等のすべての人が円滑に自由に移動できるよう、鉄道事業者が行うバリアフリー化や比較的利用者の少ない小規模駅におけるバリアの改善（トイレの洋式化等）に向けて支援します。
- イ タクシー・バスを利用する際に、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦、子育て中の人、外国人等のすべての人が円滑に移動できるよう、事業者が行うバリアフリー化（UDタクシー、ノンステップバスの導入等）を支援します。
- ウ 市町において、基本構想等の策定や見直しに向けた取組が進むよう、市町への基本構想等の周知・意識啓発、策定支援に関する情報提供等を行います。
- エ 鉄道やバス、旅客船が、外国人や色彩の識別が難しい人等にも利用しやすい公共交通機関となるよう、多言語の案内表示やピクトグラム等の導入などの交通事業者の取組を促進します。

（３）案内表示等の整備

だれもが円滑に移動できるよう、多くの人が利用する県有施設やその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示等を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った案内表示等の整備を進めます。

また、県が管理する道路について、わかりやすい案内標識の整備を進めます。

【取組内容】

- ア 県有施設やその周辺において、ピクトグラムを使用するなどして、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めます。
- イ 道路案内標識を道路標識設置基準等の諸基準に基づいて整備するとともに、国・市町等他の道路管理者等とも連携して整備を進めます。

２ 安心して快適に過ごせるまちづくり

（１）施設整備を担う人たちへの啓発

県有施設をはじめとするさまざまな施設が、すべての人に使いやすいものとなるよう、施設整備や管理を担う人たちに対して、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。

（２）快適に利用できる建築物等の整備

だれもが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」や「UD条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、ユニバーサルデザイ

ンに配慮された施設整備の進め方等をまとめた「県有施設のためのUDガイドライン」の周知を図ります。

また、一定条件の公共建築物の建築工事において、多様なニーズをふまえたより質の高い施設整備につながるよう、障がい者をはじめとした施設利用者（当事者）が参画する仕組みづくりを進めます。

さらに、県立学校施設において、スロープ等の段差解消やエレベーター等の整備に取り組むとともに、多様な旅行者が安心・安全な観光を楽しめるよう、宿泊施設等の観光インフラ整備を支援します。

【取組内容】

ア 「UD条例」の整備基準に適合した施設に「整備基準適合証プレート」を交付して、ユニバーサルデザインに配慮された施設であることを明確にするとともに、施設利用者にプレートを見てもらうことで、ユニバーサルデザインの啓発につながるよう取り組みます。

イ 県有施設がよりユニバーサルデザインに配慮されだれもが利用しやすい施設となるよう、整備のプロセスや整備基準、配慮すべき内容をまとめた「県有施設のためのUDガイドライン」の周知を図ります。また、市町や民間の公共的施設への展開を進めます。

ウ 不特定多数の者または主として障がい者・高齢者等が利用する一定規模（2,000㎡）以上の公共建築物（県施設）の建築工事において、障がい者をはじめとした施設利用者（当事者）の意見をふまえた整備が図られるよう、着工前の段階で意見聴取する仕組みづくりに取り組みます。

エ 県立学校施設においては、「県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、各学校の状況に応じて、スロープ等の段差解消、エレベーター等のバリアフリー化改修を引き続き進めます。

オ 国内外の旅行者が安心・安全かつ快適に観光を楽しめる環境の充実のため、客室の和洋室化やトイレの洋式化、案内表示の多言語化など、宿泊施設等の観光インフラの整備を支援します。

（３）快適に利用できる公園の整備

県が管理する公園について、「UD条例」の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園とするため、遊歩道やスロープ、バリアフリートイレ、わかりやすい案内表示の設置等の整備を進めます。また、ユニバーサルデザインに配慮された遊具が設置された公園の事例を、ホームページ等を活用して情報提供します。

（４）だれもが住みよい住宅の普及

行政と住宅関係団体等が協力して、バリアフリーを含むリフォーム等の住まいに関する住宅相談窓口の担当者等を対象に講習会を開催し、高齢者などだれもが安心して快適に暮らせる住まいの実現に向けて、住宅相談窓口の充実を図ります。

また、県営住宅において、入居者が安全で安心して居住できるよう住戸内改善を引き続き実施していきます。

目標

	指標	現状値	令和 12(2030) 年度の目標値
1	バリアフリー整備を実施した駅数（計画期間の累計）	12 駅 （令和 8 年度の見込みを含む）	
2	バリアフリー整備を実施した駅のうち一日あたりの利用者数 3,000 人未満の駅数（計画期間の累計）	4 駅 （令和 8 年度の見込みを含む）	
3	タクシーのうちUDタクシーの割合	15.5% （令和 6 年度）	
4	乗合バスのうちバリアフリー対応バス車両(※)の割合	94% （令和 6 年度）	
5	県・市町が実施する「UD条例」等についての施設整備担当者・管理者向けの啓発活動、研修等の実施回数	約 7 回/年 （令和 5 年度から 7 年度の平均値）	
6	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）	3,650 施設	
7	市町への基本構想等の周知・意識啓発及び策定支援に関する情報提供の回数	—	

○現状値は、原則として令和 7（2025）年度の数値を記載しています。

※ バリアフリー法に基づく移動等の円滑化基準に適合するバス車両

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（施策体系3）

取組方向

ユニバーサルデザインに配慮された製品づくりの促進に向け、利用者の多様性について、将来のものづくりを担う人たちの理解が進むよう啓発を行います。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等、それぞれの特性に合わせたわかりやすい情報や、利用しやすいサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進

（1）ものづくりを担う人たちへの啓発

ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりが進むよう、次世代のものづくりを担う学生、生徒等に対して、ユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供します。

（2）ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用促進

さまざまな機会や手段を活用して、県民の皆さんにユニバーサルデザインに配慮された製品の情報を提供し、利用を促進します。

【取組内容】

ア 身近で使えるユニバーサルデザインに配慮された製品について、「学校出前授業」やホームページ、研修等を通して、情報を提供します。

イ 県が使用する事務用品について、ユニバーサルデザインに配慮された製品の購入を進めます。

2 だれもがわかりやすい情報の提供

（1）わかりやすい情報提供の意識づくり

だれもが必要な情報を入手できるよう、ユニバーサルデザインに配慮された文字のフォント・大きさ、色づかい、外国語の併記等、わかりやすく見やすい情報発信のポイントをまとめた「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の普及に取り組みます。

県・市町職員向けの研修や大学の講義等で、ガイドラインを周知し活用を促すとともに、県公式X（旧ツイッター）等のSNSを通じて、事業者や県民の皆さんに周知を図ります。

(2) さまざまな方法を用いた情報の提供

視覚や聴覚に障がいのある人や、外国人等日本語でのコミュニケーションが困難な人をはじめとして、だれもが必要な情報を入手できるよう、さまざまな手段による情報の提供を進めます。

【取組内容】

ア 県政情報の提供に際し、視覚に障がいのある人への配慮として印刷物への音声コードの掲載等を推進し、その使用方法を啓発します。また、聴覚に障がいのある人への配慮として手話を含めたわかりやすい情報発信を推進します。

イ 外国人住民が安全に安心して暮らすことができるよう、生活に必要な情報を県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）等を活用して発信していきます。

ウ 防災情報を総合的に提供するホームページ「防災みえ.jp」において、コントラスト変更機能、読み上げ機能、外国語（英語、中国語（繁体・簡体）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語）翻訳機能、やさしい日本語変換機能を提供します。

(3) 情報ネットワークを活用した県政情報の提供

多くの人がいつでもどこでも必要な県政情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。

また、ホームページについては、アクセシビリティ（目的とする情報への到達しやすさ、読みやすさ）の向上とともに、ユーザビリティ（使いやすさ）の向上に努め、ユニバーサルデザインを実現していきます。

【取組内容】

ア できるだけ多くの人が必要な情報を入手できるよう、ホームページ等や県公式X（旧ツイッター）等のSNSを活用し、ユニバーサルデザインに関する情報提供に取り組みます。

イ 県のホームページについて、国が定める一定基準の適合レベルAA準拠を維持し、ホームページ等を利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できるように取り組みます。

3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

(1) だれもが利用しやすい行政サービス・顧客サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方に沿って、県の行政サービスにおける利用手続きの簡素化を図り、わかりやすい案内表示や利用しやすい窓口サービスの提供を進めるとともに「職員対応要領」に基づく配慮を提供していきます。

また、事業者等に対して、「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進め、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人等それぞれの特性に合わせたサービスの提供を促進します。

【取組内容】

ア インターネットを活用した電子申請・届出システムを運用し、県民の利便性向上と負担軽減を図るとともに、行政手続の迅速化を進めます。

イ 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等（「合理的配慮の提供」を含む）について、県や関係団体等が実施するセミナー・研修会等の機会をとらえて、アウトリーチにより周知・啓発を実施します。

ウ 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、「職員対応要領」に基づく必要かつ合理的な配慮を提供するとともに、関係機関による障がい者差別解消支援協議会において障がい者差別の解消に向けた取組を推進します。

エ 国政選挙や地方選挙において、だれもが利用しやすく、満足度の高い行政サービスを提供し、これを促進します。

市町選挙管理委員会においては、代理投票や点字投票の実施、投票所における障がい者専用駐車場の確保やスロープの設置、投票までの人的介助等に努めます。

県選挙管理委員会においては、市町選挙管理委員会に対し、取組に関する助言や、障がい者への支援の依頼を行い、制度の周知のため、テレビ・ラジオCMや新聞広告を実施します。また、選挙公報の音訳版・点訳版を作成し、必要とする方へ送付したり、政見放送において、候補者へ手話通訳等を付すよう依頼するとともに、手話通訳等を付した際に、通訳士の手配や費用を支援します。このほか、市町選挙管理委員会に対し、投票所入場券の性別欄の削除の検討について依頼を行います。

「障害者差別解消法」とは・・・（施行日：平成 28（2016）年 4 月 1 日）

正式な名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

「差別的取扱の禁止」や「合理的配慮の不提供の禁止」（国・地方公共団体等、事業者すべてに法的義務）について明記されるとともに、差別を解消するための支援措置について規定されています。

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」

とは・・・（施行日：平成 30（2018）年 10 月 1 日、平成 31（2019）年 4 月 1 日）

すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めています。

これらにより、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」、その他の関係法令と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

この条例では、「合理的な配慮」は差別を回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であり、「恩恵的」に行われるものではないことをより明確化しています。

「不当な差別的取扱い」と「合理的な配慮の提供」については、「障害者差別解消法」の規定を基本とし、同様の考え方に立っています。

なお、この条例では、県における相談員の設置、相談対応での解決が困難な事案についての紛争解決を図るための助言・あっせん手続き、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策などについても規定されています。

(2) すべての人に配慮された災害時の対応

【取組内容】

ア 災害時にさまざまな人に対応できるよう、防災に関する知識の普及を図るとともに、要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊婦、外国人等）への支援等に関する知識を持った人材の育成に努めます。また、避難所における要配慮者や女性への配慮をふまえ改訂した「避難所運営マニュアル策定指針」の県内各地域への水平展開を図ります。さらに、さまざまな避難者の多様なニーズをふまえたサポート体制の整備についても検討を行います。

イ 避難を支援するための各種防災情報を提供する三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」で、英語、中国語（繁体・簡体）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語により情報を提供します。

また、見えない、見えづらい方が平時から災害リスク等を認識し、早期の避難につなげていただくため、「耳で聴くハザードマップ」のサービスを提供します。

ウ 福祉避難所について、市町に対し、必要な箇所への設置を促すとともに、運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援します。

(3) 外見から分かりづらい要配慮者への支援の促進

援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」の周知や、実際の支援に結びつくよう、具体的な対応例を用いた啓発を行います。

(4) バリアフリー観光の推進

平成 25（2013）年 6 月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」に基づき、県民、NPO、観光事業者、行政の協創により、ホスピタリティ（おもてなし）に満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進していきます。

日本一のバリアフリー観光県をめざすため、バリアフリー観光に関する情報を県ホームページ等で紹介するとともに、県内観光施設等におけるバリアフリー観光の取組の充実に向けて啓発を行います。

(5) だれもが参加しやすいイベントの実施

県が実施する講演会やセミナー、イベント等において、企画や会場設営、運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもが参加しやすいものとなるよう、配慮事項をまとめた「UDイベントマニュアル」の活用を促すとともに、市町等へも周知を図ります。

【取組内容】

ア 「UDイベントマニュアル」の活用を図り、県や市町等が実施するイベントで、会場設営や運営が、ユニバーサルデザインに配慮された、だれもが参加しやすいイベントとなるよう取り組みます。

イ 県が実施する講演会やセミナー、イベント等において、手話通訳者や要約筆者等の配置を進めます。

目標

	指標	現状値	令和 12(2030) 年度の目標値
1	「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に関する啓発回数	15 回/年	
2	SNS等を活用したユニバーサルデザインに関する情報提供回数	15 回/年	
3	「合理的配慮の提供」についてアウトリーチにより周知・啓発を実施した団体数	141 団体/年	
4	「UDイベントマニュアル」に関する啓発回数	10 回/年	

○現状値は、原則として令和7（2025）年度の数値を記載しています。

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制

1 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査、審議するため、「UD条例」第9条に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」といいます。）を設置しています。

「推進協議会」で第6次推進計画の進捗状況や課題について審議し、計画的に取り組を進めます。

2 庁内会議等

庁内会議等で、第6次推進計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的な推進を図っていきます。

II さまざまな主体の役割

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、県民の皆さんをはじめとするさまざまな主体が自らの役割を果たすことに努め、協力し合うことが必要です。

1 県民の皆さん一人ひとりの役割

すべての人が自由に移動でき、社会参加できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するためには、交通環境や施設の整備に加え、県民の皆さん一人ひとりが、ユニバーサルデザインのまちづくりについて学び、考え、実践するとともに、利用者の立場から積極的に参画することが期待されます。

また、それぞれの家庭や地域において、お互いの個性を認め、相手の立場に立って考えられる価値観を持てるような教育を行うことや、「ヘルプマーク」を持った人を見かけたら積極的に声をかけること、日常生活での困りごとが生じている障がい者や高齢者への配慮など、おもいやりのある行動が求められます。

さらには、災害時の情報や防災情報等安全・安心に関する情報が、近隣の障がい者、高齢者、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人等に伝わるよう、県民の皆さん一人ひとりが、地域で日頃からお互いにコミュニケーションを取り合っていくことが必要です。

2 市町の役割

ユニバーサルデザインの推進において、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割は重要であり、第6次推進計画における取組を意識しながら、まちづくりや各種行政サービスの提供等、さまざまな分野において地域の団体や社会福祉協議会等と連携して、ユニバーサルデザインの展開を担うことが求められます。

また、「障害者差別解消法」をふまえ、同法に規定される「職員対応要領」の実践により、すべての人が満足できる行政サービスの提供をめざすことで地域の事業者等の模範となることが求められます。

3 UDアドバイザー・UD団体の役割

UDアドバイザー・UD団体には、ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うことが求められます。

また、「障害者差別解消法」及び「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、ユニバーサルデザインのまちづくりの重要性が増す中、とりわけ事業者等への啓発について、積極的に関わっていくことが求められています。

4 地域の団体の役割

さまざまな分野で幅広い活動を行うNPO等地域の団体は、行政と事業者等、県民の皆さんをつなぐ役割が期待され、社会を支える重要な担い手となっています。

このことから、ユニバーサルデザインのまちづくりの展開にあたって、行政、事業者等、地域の団体、県民の皆さんが連携・協働し、活発な活動を行うことが求められます。

また、地域の団体が、それぞれの組織の中でユニバーサルデザインに関する学習機会を設け、活動の拡大・充実を図ることが期待されます。

5 事業者の役割

事業者は、県民の皆さんに製品やサービスを提供する立場として、できる限り多くの利用者の利便性や快適性を高めるため、さまざまな立場にある利用者の期待や要望を把握し、ユニバーサルデザインに配慮された製品やサービスを提供していく取組が求められます。

また、「障害者差別解消法」及び「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、障がい者に対する差別的取扱いが禁止され、合理的配慮を提供することが義務として求められるため、すべての人が利用しやすいものづくりや満足感を得られるサービスの提供を行うことができるよう、従業員等に対してユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ることが一層求められます。

Ⅲ さまざまな主体との連携

1 市町との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のためには、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割が大きいことから、市町担当者会議を開催し、ユニバーサルデザインに関する情報提供や協議を行います。

また、UD団体等が実施するユニバーサルデザインの取組において、市町との連携が図られるよう支援します。

2 社会福祉協議会との連携

地域に根ざした福祉教育活動を実践する県・市町社会福祉協議会と、「学校出前授業」や県民の皆さんへの啓発活動において、情報共有や連携を図ります。

3 市町教育委員会・学校等との連携

子どもたちに「一人ひとりがお互いの価値を認め合う」という「UD条例」の理念やユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、市町教育委員会・学校等との連携を図ります。

4 UDアドバイザー・UD団体との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりが、住民の暮らしと結びついて、各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うUDアドバイザー・UD団体と連携を図りながら啓発活動を進めます。

また、地域における身近なユニバーサルデザインのまちづくりの取組については、UDアドバイザーやUD団体と市町、市町社会福祉協議会等との連携が図られるよう支援します。

Ⅳ 計画の進捗管理

「UD条例」第9条に基づき設置されている「推進協議会」において、具体的な取組の進捗状況を毎年度確認し、その結果を公表していきます。

Ⅴ 計画の見直し

社会情勢の変化やユニバーサルデザインをとりまく動向等をふまえ、取組内容や数値目標等について、必要に応じて見直しを行います。

関係する主な法令

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

平成 18（2006）年施行

高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に、従来の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合・整理し策定された法律です。

主務大臣による基本方針ならびに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等について規定しています。

○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 19（2007）年施行

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的として制定された条例です。

平成 11（1999）年に「バリアフリーのまちづくり推進条例」として制定されましたが、バリアフリーに向けた取組も進めながら、ユニバーサルデザインの推進に取り組む方針を明確にするため、平成 19（2007）年 3 月に「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」として改正しました。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

題名改正〔平成一九年条例一七号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等（第七条—第九条）

第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策（第十条—第十六条）

第四章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備（第十七条—第二十条）

第二節 特定施設の整備（第二十一条—第二十六条）

第三節 公共車両等の整備等（第二十七条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条・第三十一条）

附則

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。

- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。
- 三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。）第二条第十号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第二条第十五号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- 五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。
- 六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- 七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

（県の責務）

- 第三条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

第四条 削除

（事業者の責務）

- 第五条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

（県民の責務）

- 第六条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

（基本方針）

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

（ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等）

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会）

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

（啓発及び情報の提供）

第十条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

（教育の充実等）

第十一条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

（ボランティア活動等の促進）

第十二条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

（安全な生活の確保）

第十三条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

（人材の養成等）

第十四条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

（福祉用具等に関する研究開発等）

第十五条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第二条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

（情報の利用等）

第十六条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

第四章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備

（整備基準）

第十七条 知事は、公共的施設の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定める。

（整備基準の遵守）

第十八条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

（適合証の交付）

第十九条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

（維持保全）

第二十条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

第二節 特定施設の整備

（事前協議）

第二十一条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、法第十七条第一項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（工事完了の届出）

第二十二條 前条第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（完了検査）

第二十三條 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

（勧告）

第二十四條 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十一条第一項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第二十一条第一項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、第二十一条第二項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（公表）

第二十五條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

（報告の徴収及び立入調査）

第二十六條 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第三節 公共車両等の整備等

（公共車両等の整備）

第二十七条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

（公共工作物の整備）

第二十八条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

（住宅の整備）

第二十九条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第五章 雑則

（国等に関する特例）

第三十条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第二十一条から第二十六条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

（委任）

第三十一条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第九号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十五号の項及び第二十六号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

附 則（平成二十四年十月十九日三重県条例第五十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十七日三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会委員

令和9（2027）年●月現在
五十音順（敬称略）

氏名	所属等
小田原 広治	三重県町村会（紀宝町健康福祉担当理事兼福祉課長）
加瀬 久照	三重県商工会議所連合会（有限会社中央電設 代表取締役）
北川 清美	ハートフル・アクセス 事務局長
黒宮 健一	公募委員
近藤 早映	三重大学大学院 工学研究科(建築学専攻)准教授 東京大学先端科学技術研究センター 准教授
佐脇 健介	近畿日本鉄道株式会社 (鉄道本部 名古屋統括部 施設部工務課長兼管理課長)
◎中北 裕子	三重県立看護大学 看護学部・大学院看護学研究科 准教授
中村 千枝	特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター シニアマネージャー
西川 純忠	三重県市長会 (四日市市総務部人権・同和政策課参事兼課長)
早野 実花	株式会社ジャパンリビングサポート 取締役
廣野 万里子	一般社団法人 三重県建築士会（ひろの設計）
福田 洋子	高田短期大学 キャリア育成学科 非常勤講師
増田 浩士	三重県バス協会（三重交通株式会社 バス営業部長）
○松井 保偉	公益社団法人 三重県障害者団体連合会 (三重県脊髄損傷者協会 事務局長)
山口 訓広	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 (総務企画部地域福祉課長)

◎は会長、○は副会長



ユニバーサルデザインのまちづくりに対する関心を高め、親しみやすいイメージを持てるよう、平成 15（2003）年に三重県が公募し、制定したシンボルマークです。

壁を通り越して、お互いがわかりあい、協力しあおうと、手を握り合っている様子を表しています。

第 6 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2027-2030

令和 9（2027）年●月

三重県 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課
施設整備・ユニバーサルデザイン班

〒514-8570 三重県津市広明町 13

電話 059-224-3349 ファックス 059-224-2270

E メールアドレス ud@pref.mie.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.pref.mie.lg.jp/ud/hp/>